

広陵町建設工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、広陵町建設工事に係る工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象とする工事は、広陵町建設工事検査要領（令和2年5月21日付け広総第41号）（以下「検査要領」という。）に基づき検査を行う工事のうち、1件当たり130万円以上の工事とする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができる。

(評定の内容)

第3 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等の評価について行うものとする。

(評定者)

第4 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査要領に定める検査員、広陵町建設工事監督要領（令和2年5月21日付け広総第39号）に定める総括監督員及び一般監督員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督又は検査等その他必要な事項について、工事ごと並びに評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、完成検査（成績評定）書（第4号様式）、工事成績採点表（第4-1号様式から第4-2号様式まで）及び細目別評定点採点表（第5-1号様式から第5-2号様式まで）に記録するものとする。

3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表

(別紙－１から別紙－４まで)、考査基準特記事項(別紙－５)及び施工プロセスのチェックリスト(別紙－６)によるものとする。

(評定の時期)

第６ 検査職員は、検査を実施したときに評定を行うものとする。ただし、既済部分検査においては、検査職員は、評定を行わないものとする。また、総括監督員及び一般監督員は、工事が完成したときに評定を行うものとする。

(評定の結果の通知)

第７ 評定の結果は、「広陵町建設・建築工事成績評定の通知に関する規程」(令和２年５月２１日付け広総第５１号)に基づき、受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第８ 評定者が評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。

２ 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第７の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附 則

この要領は、令和２年６月１日から施行する。

